

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設
(公布:令和2年5月27日 施行:令和4年4月1日)

特殊車両の通行手続

現行(許可)制度

申請 (1経路毎)

申請内容

- 車両情報
- 発着地
- 経路
- 重量

審査

協議(地方公共団体)

※手作業

決裁・許可証発行

許可 (申請した1経路のみ)

通行 (許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

約30日 (R元年度)

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

通行時/通行後

導入する新制度

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理

車両の登録 (1回のみ)

入力情報

- 車両情報
- ETC2.0
- 重量の把握方法

経路の検索(確認請求) (ウェブでいつでも検索可能)

入力情報

- 発着地
- ~~経路~~
- 重量

即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

通行 (回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り
- +
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

※国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることが可能